

大間原子力発電所 函館市訴訟の争点と経緯

令和元年11月9日（土）13:00～

於・ホテル函館ロイヤル 2F【ゴールデンホール】

弁護士 中野 宏典

津軽海峡を挟んで北西約30kmの地点に25万都市が存在する



令和元年（2019年）9月末現在

世帯数		142,206世帯
人口	総数	<u>256,178人</u>
	男	116,680人
	女	139,498人
年齢区分	年少人口	24,855人 (9.7%)
	生産年齢人口	141,400人 (55.2%)
	老年人口	89,923人 (35.1%)

1 平成 30 年度（2018 年度）来函観光入込客数推計の概要

(1) 来函観光入込客数

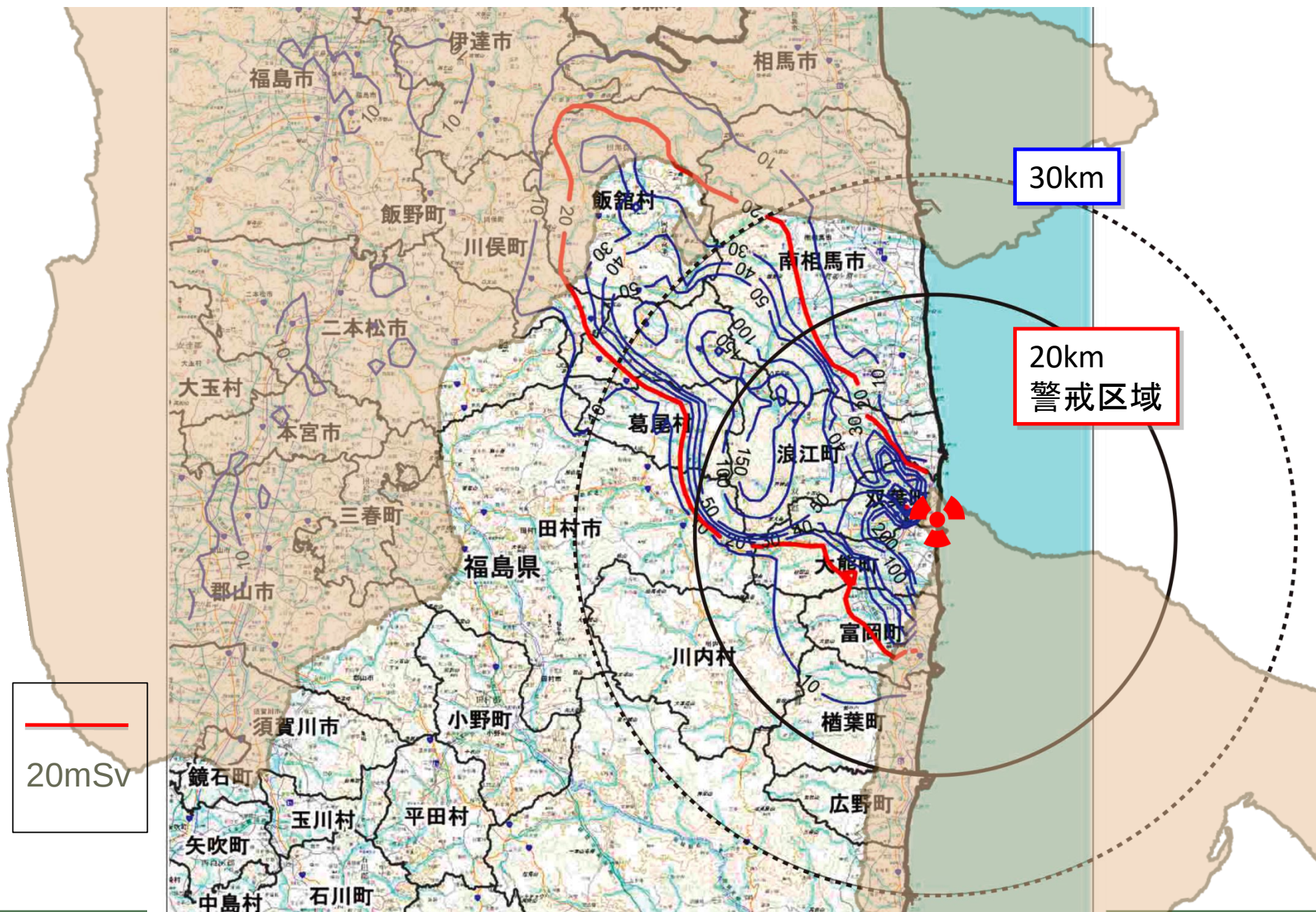
平成 30 年度（2018 年度）に函館市を訪れた観光客は、上期（4 月～ 9 月）では約 325 万 1 千人（前年同期に比べ約 13 万 1 千人（前年同期比 3.9%）の減）、下期（10 月～ 3 月）では過去最高の約 201 万人（前年同期に比べ約 14 万 6 千人（前年同期比 7.8%）の増）、合計約 526 万 1 千人（前年同期に比べ約 1 万 5 千人（前年同期比 0.3%）の増）。

交通機関別では、バスが約 219 万 6 千人（前年同期比 2.9%増）、鉄道が約 111 万 4 千人（前年同期比 8.7%減）、乗用車が約 95 万 3 千人（前年同期比 7.1%増）、航空機が約 69 万人（前年同期比 0.7%減）、船舶が約 30 万 8 千人（前年同期比 ±0%）。

(2) 訪日外国人宿泊客数

平成 30 年度（2018 年度）の訪日外国人宿泊客数は約 55 万 1 千人で、3 年連続で過去最高を更新し、前年同期の約 50 万 2 千人と比較すると約 4 万 9 千人（前年同期比 9.8%）の増。

福島第一原発事故による積算被曝線量(mSv 2012年3月11日まで)



大間原子力発電所建設計画概要

建設地点		青森県下北郡大間町
着工		平成20年5月
運転開始		未定※
電気出力		138万3千kW(キロワット) ※日本最大級
原子炉	型式	改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)
	熱出力	392万6千kW(キロワット)
	圧力・温度	7.07MPa(メガパスカル)、287℃(出口)
	燃料:種類	濃縮ウラン ※世界初の商業炉 およびウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)
	燃料集合体	872体
原子炉・格納容器	種類	圧力抑制型
タービン	種類	くし形6流排気復水式(再熱式)
	回転数	1,500回転/分
	蒸気流量	約7,300トン/時
発電機	種類	横軸円筒回転界磁3相同期
	容量	156万5千kVA(キロボルトアンペア)

- ABWR: Advanced Boiling Water Reactor
- MOX燃料: Mixed Oxide 燃料

※ 運転開始時期については、今後、具体的な工事状況等を踏まえ検討して参ります。

主要経緯

昭和51年4月	大間町商工会が同町議会に対し原子力発電所設置に係る環境調査の実施を請願
昭和57年8月	原子力委員会は当社を実施主体とする <u>新型転換炉(ATR)実証炉計画</u> を決定
昭和59年12月	<u>大間町議会が原子力発電所誘致を決議</u>
昭和60年6月	当社、計画(ATR)を取り纏め、漁協はじめ地元関係者に協力申入れ
平成7年8月	原子力委員会は、 <u>ATR実証炉計画の中止と代替計画としてのフルMOX-ABWRを建設する方針を決定</u> ※ももとの計画がとん挫したことによる代替計画として進行している。
平成10年9月	環境影響調査書を通商産業省に提出
平成10年12月	第一次公開ヒアリング開催(通商産業省主催)
平成11年8月	第141回電源開発調整審議会にて電源開発基本計画に組み入れました承
平成11年9月	<u>原子炉設置許可申請(発電所配置計画見直しにより平成16年3月に取り下げ)</u>
平成12年2月	準備工事に着手 ※地権者らの抵抗により計画見直しを余儀なくされる。
平成16年3月	<u>原子炉設置許可申請</u>
平成17年6月	経済産業大臣から原子力安全委員会及び原子力委員会へ諮問
平成17年10月	第二次公開ヒアリング開催(原子力安全委員会主催)
平成20年4月	原子力安全委員会及び原子力委員会から経済産業大臣に答申
平成20年4月	<u>原子炉設置許可</u> ※福島第一原発事故前に一度、設置許可がなされた。
平成20年5月	着工
平成23年3月	東日本大震災に伴い、本体建設工事休止
平成24年10月	本体建設工事再開
平成26年12月	<u>原子炉設置変更許可申請</u> ※新規制基準のもとで設置変更許可申請 電源開発(株)HPに加筆

2 これまでの裁判の経緯 》(1) 提訴までの経緯

平成24年11月15日	北海道市長会が、原子力規制委員会と資源エネルギー庁を訪問し、大間原発の工事中止を求める要請書を提出した。（ 要請書（抜粋） ）
平成24年11月14日	函館市長，北斗市長，七飯町長が，衆議院議員会館で「原発ゼロの会」主催の国会エネルギー調査会準備会に出席した。
平成24年10月31日	10月15日に電源開発（株）へ手渡した 質問状に対する回答 が届く。
平成24年10月24日	社民党の福島瑞穂党首ら7人が来庁し，市長・議長と大間原発問題について懇談した。
平成24年10月16日	函館市長，北斗市長のほか函館商工会議所会頭ら9人が，参議院議員会館で超党派の国会議員でつくる「原発ゼロの会」のメンバーと懇談し，大間原発の無期限凍結に向けた協力を求めた。
平成24年10月15日	函館市長，北斗市長，七飯町長，松前町長のほか，両市議会議長，七飯町，福島町の各議会議長，函館商工会議所会頭のほか経済団体，一次産業団体の代表ら14人が，内閣府，経済産業省，電源開発（株）を訪問し，大間原発建設工事の無期限凍結を求める要請書（ 国向け ， 電源開発向け ）を手渡した。（ 要請概要 ） また，電源開発には，大間原発建設に関わる 10項目の質問状 を併せて手渡した。
平成24年10月4日	市長が，北斗市長や函館・北斗両市議会議長，七飯町副町長・副議長，函館商工会議所会頭らとともに北海道庁を訪問し，高橋はるみ北海道知事に対し建設凍結に向け協力を要請（ 会議録 ）
平成24年10月1日	電源開発（株）が，工事再開を伝えるため函館市役所を訪問（ 会議録 ）
平成24年9月25日	「大間原子力発電所建設の無期限凍結を求める決議」 を市議会が可決
平成24年1月24日	函館市，北斗市および七飯町の首長，議会議長で，経済産業省，民主党，電源開発（株）へ 要望書（国向け，電源開発向け） を提出
平成23年8月30日	工藤函館市長，能登谷市議会議長による 大間の現地視察
平成23年7月20日	「原発依存からの脱却と大間原子力発電所建設の凍結を求める意見書」 を市議会が提出・可決
平成23年6月27日	工藤函館市長，高谷北斗市長，中宮七飯町長の3首長で，意見交換を実施
平成23年6月15日	工藤函館市長と多田北海道副知事で，経済産業省，民主党，電源開発（株）へ 要望書（国向け，電源開発向け） を提出

2 これまでの裁判の経緯 》(1) 提訴までの経緯

平成26年3月27日	大間原発訴訟費用にかかる寄附金の受付を開始
平成26年3月26日	議案「訴訟の提起について」およびH26年度補正予算について、市議会において全会一致で可決
平成26年2月25日	市議会に 議案 および資料として 訴状の概要 （26.03.28修正）を発送
平成26年2月14日	函館市長が弁護団と訴訟の提起について協議
平成26年2月12日	函館市長が記者会見で大間原発の建設差し止め等の訴訟を提起することを表明
平成26年2月10日	函館市の訴訟提起の考えについて、道南10市町および函館市内の経済、観光、農漁業、住民組織の各団体に説明
平成25年12月9日	大間原発に係る 訴状案の概要（修正版） を公表した。
平成25年12月9日	菅元首相が函館市長を表敬訪問し懇談した。
平成25年7月1日～2日	函館市長ならびに函館市議会議長および副議長、4会派の議員が南相馬市および浪江町（二本松事務所）を訪問し、それぞれの首長から震災当時の状況や現在の状況について説明を受けた。（ 南相馬市での懇談録 、 浪江町での懇談録 ）
平成25年5月8日	市長と弁護団が懇談し、訴状の説明のほか今後について協議した。
平成25年4月11日	大間原発に係る 訴状案の概要 を公表した。
平成25年2月19日	函館市長ほか13人が、経済産業省、自民党、公明党、内閣府を訪問し、大間原発建設工事の無期限凍結を求める要請書を手渡した。（ 要請書 、 要請概要 ） （要請活動参加者：函館市長、北斗市長、七飯町長、松前町長、福島町長、知内町長、両市議会議長、七飯町、福島町、知内町の各議会議長、函館商工会議所会頭、農業団体および住民組織の代表）
平成25年1月21日	大間原発訴訟準備に関し、弁護団と委任契約を締結した。
平成24年12月3日	市議会へ補正予算（大間原発訴訟準備経費）を提出した。（ 補正予算の概要 ）
平成24年11月28日	北海道市長会が、電源開発（株）を訪問し、大間原発の工事中止を求める決議を申し入れた。（ 申し入れ書 ）

2 これまでの裁判の経緯 》(1) 提訴までの経緯

平成26年10月29日	【訴訟】 第2回口頭弁論が開かれた。【期日報告書】 原告： - 第2準備書面（原告適格等に関する主張 プレゼン資料） - 求釈明書（被告電源開発の準備書面1に対する認否反論） 被告電源開発： - 準備書面1（大間原発の概要と今後のプロセス、別冊）	※現在まで、21回の口頭弁論が開かれ、37通の準備書面を提出。
平成26年10月2日	日本弁護士連合会の人権擁護大会（開催地：函館市）におけるシンポジウムにおいて、大間原発訴訟に関し、函館市長への特別インタビューが行われた。	
<u>平成26年7月3日</u>	【訴訟】 第1回口頭弁論が開かれ、市長が意見陳述を行った。【期日報告書】 その後、司法記者クラブで記者会見を行った。 原告： - 準備書面（大飯原発差止福井地裁判決の意義等） - 意見陳述書（被告国が異例の口頭意見を述べたことに対し一言反論） 被告国： - 答弁書 - 意見陳述書（函館市には法律上の争訟や原告適格がない） 被告電源開発： - 答弁書	
平成26年5月15日	北海道知事と会談した。（会談録）	
平成26年4月25日	【訴訟】 原告訴訟代理人により期日請書を東京地裁に提出した。	
平成26年4月17日	【訴訟】 原告訴訟代理人により訴状訂正申立書を東京地裁に提出した。	
平成26年4月10日	「社団法人日本外国特派員協会」が主催する記者会見において、スピーチし、外国人記者からの質問に答えた。（会見録）（会見の映像）	
<u>平成26年4月3日</u>	【訴訟】 東京地裁に訴状を提出（訴状）、その後司法記者クラブで記者会見（会見録） ※ 参加者：函館市長ならびに函館市議会議長および副議長、4会派の議員	

行政訴訟を提起するための「資格」

- ▶ 「原告適格」とは、個別の事件において、行政訴訟を提起するための資格のことである。要するに、裁判の入り口におけるチェック。
- ◁ 一般的に、処分の取消や無効を求めることについて、「法律上の利益を有する者」に限り、提起する資格を有するとされている。
 - 入り口が狭くなっている。
- ▶ 地方自治体が、国を相手に訴訟を提起する資格を持っているかということが激しく争われた。
- ▶ しかし、地方公共団体は、地方自治（憲法で保障）の根幹部分が侵害される場合に、誰にも、何の異議も唱えられないのか。
 - ← 「存立維持権」と名付けた。
- ◁ 国は多数の文献を引用して論陣を張ってきたが、函館市は4人の行政法学者の意見書を提出して対抗。

行政訴訟を提起するための「資格」

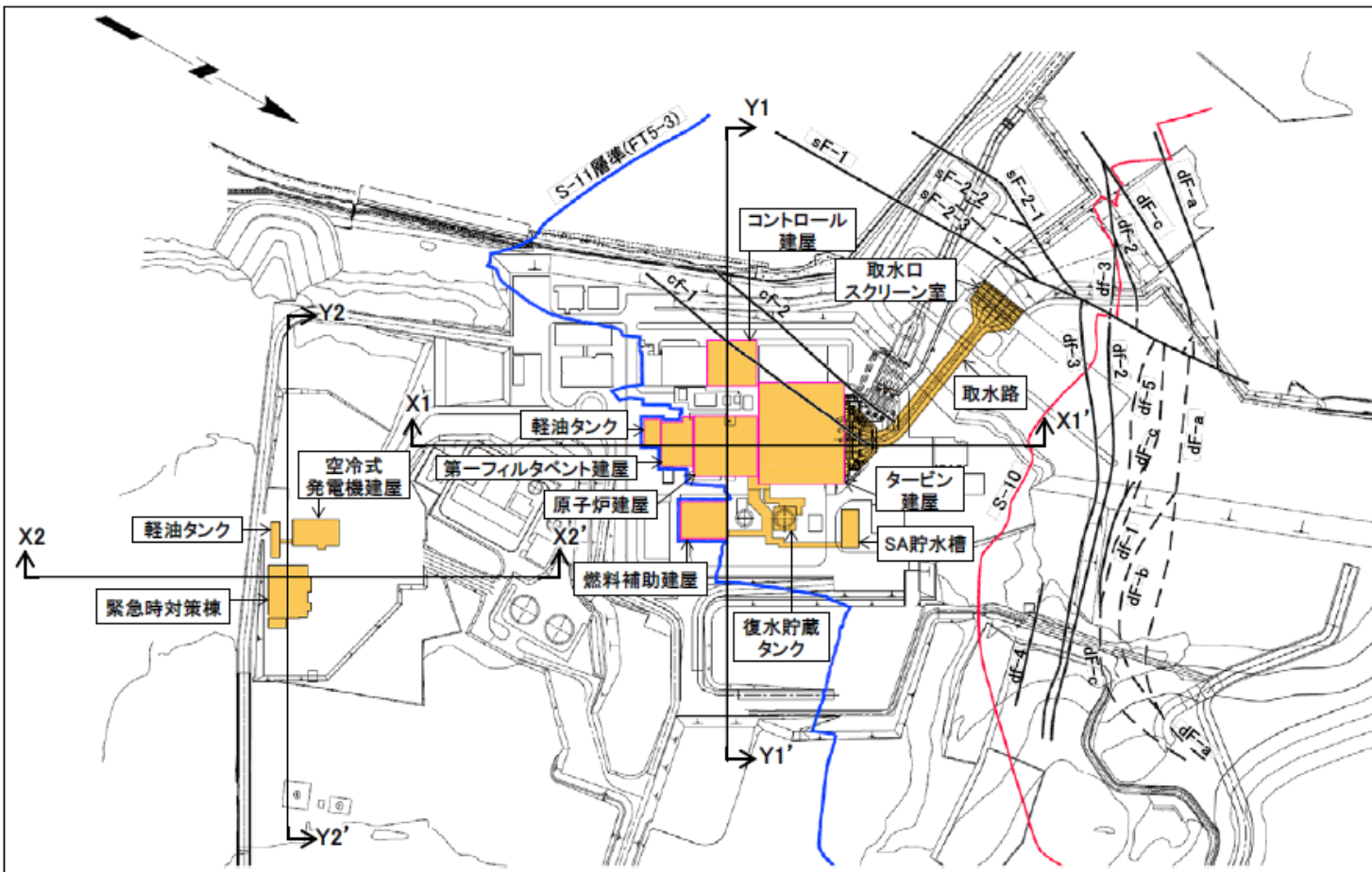
番号	氏名	日付・表題	証拠	略称
①	京都大学・高木光教授	H27.3.24付鑑定意見書	甲A13	高木意見書
②	早稲田大学・人見剛教授	H27.3.31付大間原発行政訴訟に関する意見書	甲A14	人見意見書
③	神戸大学・阿部泰隆名誉教授	H27.3.31付意見書	甲A15	阿部意見書
④	専修大学・白藤博行教授	H27.9.29付鑑定意見書「函館市大間原発訴訟」	甲A18	白藤意見書

▶ その結果、裁判所から、訴訟の中身の審査に入ることが促された。

◁ 最終的な結論が出されたわけではないが、門前払いはひとまず回避され、現在は中身の審査に移行している。

S-10及びS-11は、重要施設の直近にある

断層・シームと耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設との位置関係(平面図)



凡 例

耐震重要施設※1

常設重大事故等対処施設※2

※1 設置許可基準規則第3条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)

※2 設置許可基準規則第38条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)

S-11層準 (FT5-3) シームS-11層準(FT5-3)*が第四系基底面、掘削面等に現れる位置

S-10 シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置

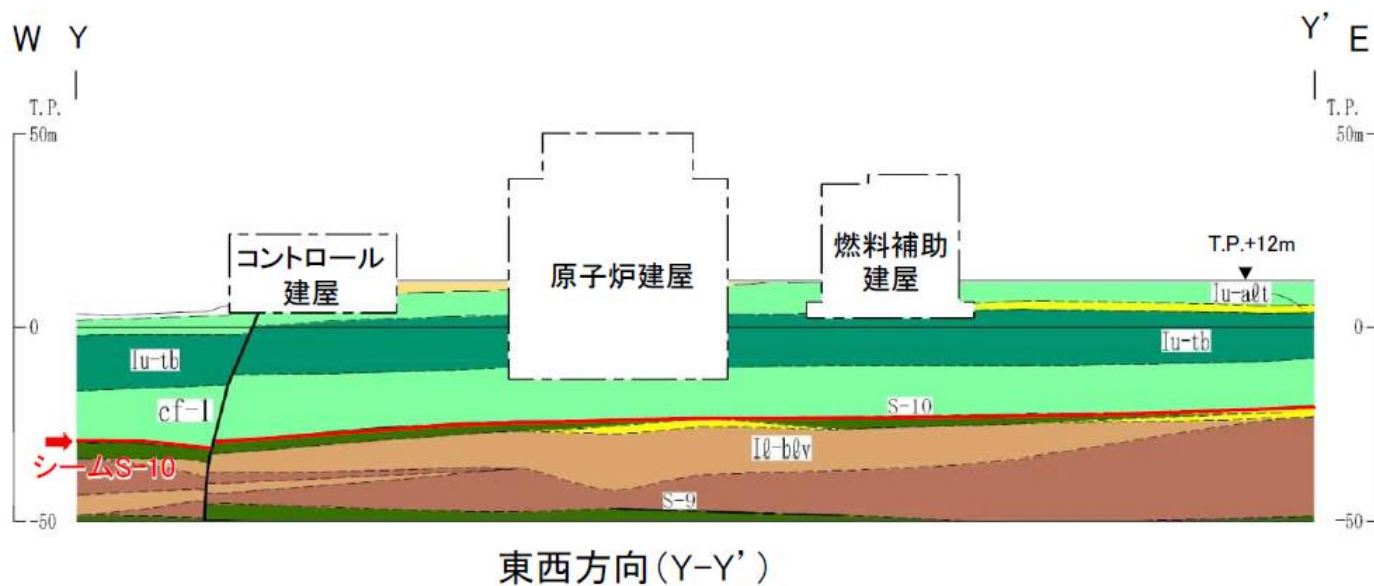
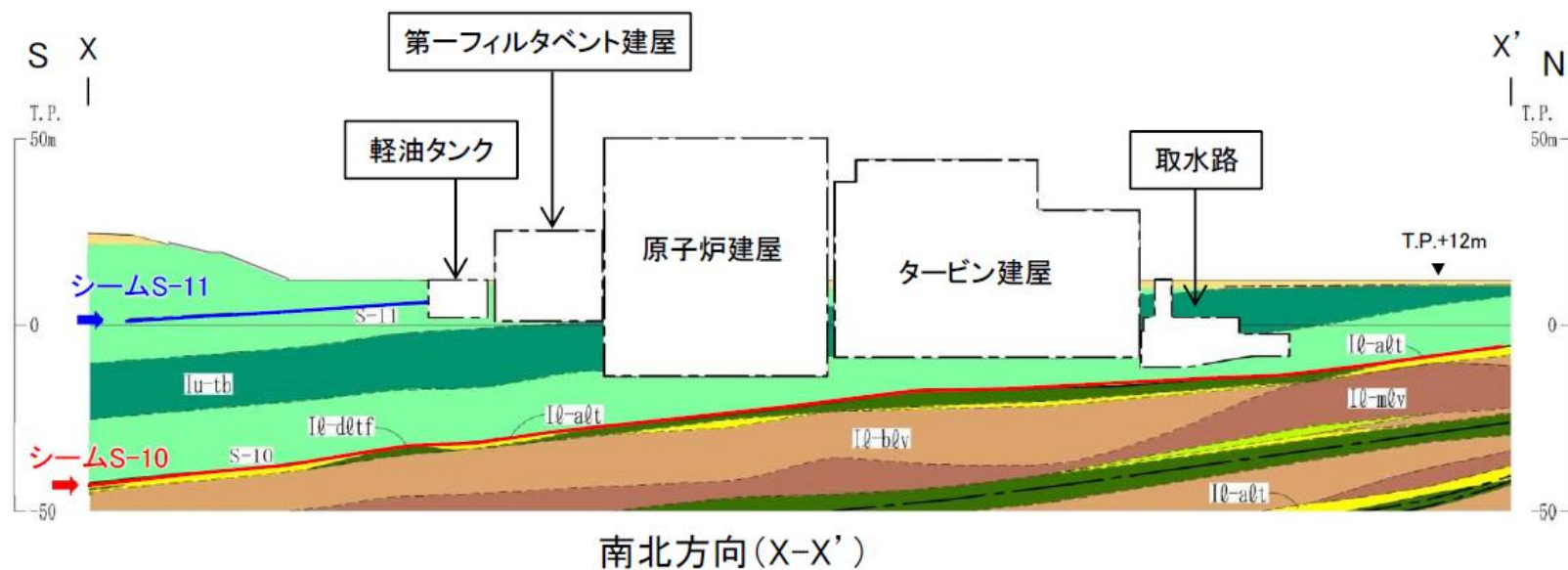
断 層 (破線は伏在部)
(df断層系、cf断層系及びsf断層系)

注) 断層の分布はT.P.-14mにおける位

*: シームS-11を挟む細粒凝灰岩の層名

0 200m

cf-1断層は、重要施設の直下にある



地震科学の三重苦

- ▶ 原子力安全・保安院の地震・津波合同ワーキンググループの主査であった東京大学地震研究所教授の瀬瀬一起氏は、東北地方・太平洋沖地震の後、原発の耐震安全性を科学的知見からだけで判断することの困難さを悟って、辞任した。

- ① 地震は地下で起こる現象であり、観察できない。
- ② 実験することができない。→過去のデータに頼らざるを得ない。
- ③ 発生頻度が低いため、データが少ない。→誤差が大きい。



- ▶ 瀬瀬教授は、これを地震科学の三重苦と呼んだ。

銭亀カルデラの位置関係

銭亀カルデラ

- ▶ **VEI6**の巨大噴火
- ▶ ピナツボ火山の約3倍



凡 例

第四紀火山	
No. 火山名	No. 火山名
1 札幌岳	48 長磯
2 狹澤山	49 神威山
3 ニセコ・雷電火山群	50 八雲貫入岩体群
4 空沼岳	51 砂間部岳
5 磯谷	52 濁川カルデラ
6 羊蹄山	53 渡島毛無山
7 イチヤンコツベ山	54 北海道駒ヶ岳
8 漁岳	55 ササマクリ貫入岩体
9 紋別山	56 熊泊山
10 恵庭岳	57 木地換山
11 尻別岳	58 横津岳
12 支笏カルデラ	59 羅皮山
13 丹頂岳	60 江差貫入岩体群
14 真狩別太	61 恵山丸山
15 モラップ山	62 恵山
16 風不死岳	63 函館山
17 昆布岳	64 銭亀
18 貫気別山	65 七ツ岳
19 多峰古峰山	66 知内
20 竹山	67 渡島大島
21 樽前山	68 洞内川
22 樽前西	69 渡島小島
23 白老岳	70 陸奥燧岳
24 ボン貫別山	71 大畑カルデラ
25 倶知安別	72 小目名沢
26 ホロホロ・徳路堂	73 恐山
27 洞爺カルデラ	74 於茂岳
28 ベタヌ山周辺	75 野平カルデラ
29 狩場山	76 八甲田八幡岳
30 静狩丸山	77 総野貫入岩体
31 洞爺中島	78 八甲田カルデラ
32 蛇田	79 法量北
33 幌別岳	80 大中山
34 享方部山	81 北八甲田火山群
35 鑛溪山	82 岩木山
36 オロフレ・来馬	83 八甲田黒森
37 カスベ岳	84 黒森山
38 有珠山	85 南八甲田火山群
39 志門気岳	86 沖浦カルデラ
40 関内岳	87 藤沢森
41 倶多楽・登別火山群	88 子ノロカルデラ
42 紋別岳	89 紋ヶ間カルデラ
43 ポントコ山	90 十和田
44 穂府岳	91 田代岳
45 鷺別岳	92 大良駒ヶ岳
46 今金	93 稲庭岳
47 勝山	

[活動履歴]

活動区分	噴出物名称	噴火様式・岩質等	噴出量	年代値
カルデラ形成	銭亀沢火砕流堆積物	銭亀沢 - 女那川テフラ (Z-M)	火砕流堆積物	約 9km ³ (4.32DREkm ³ ※)
	女那川降下軽石		降下軽石	約 19km ³ (11.4DREkm ³ ※)
				33 ~ 45ka >47.220yBP >49.990yBP

山縣ほか (1989), 平川ほか (1999) に基づき作成

※: 溶岩換算体積: Umeda et al. (2013) に基づき換算 (火砕流 1.2g/cm³, 降下火砕物 1.5g/cm³)

中野ほか編(2013):活動年代 45ka

海底地形は、日本海洋データセンター 日本周辺の500mメッシュ海底地形データ (J-EGGS00) を使用

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ (標高) を使用した。
(承認番号 平26情使、第316号)」

第7.1-1図 地理的領域内の第四紀火山分布図

銭亀カルデラの噴火による火山灰の影響

- ▶ 銭亀カルデラについて風向・風力を適切に考慮したシミュレーションを行えば、本件原発に100cmの降下火砕物が積もる可能性もある。
- ▶ 電源開発は、30cm程度の降灰しか考慮していない。

100cm



科学技術の不定性と社会的意思決定

——リスク・不確実性・多義性・無知

吉澤 剛
中島貴子¹
本堂 毅¹

よしざわ こう
大阪大学大学院医学系研究科
なかじま たかこ
国際基督教大学
ほんどう つよし
東北大学大学院理学研究科

- ▶ 火山噴火に限らず、地震や津波など地球科学の分野は、「科学の不定性」が大きい分野といわれている。
- ▶ 科学的にどちらが正しいかという科学論争をするのではなく、「よく分からない」ということを前提に、どのように判断すべきかが重要。

17世紀の思想家パスカルは「人間は考える葦である」と言ったが、私たち現代人は深く考えることなく、「こうに違いない」と思い込んでいることが沢山あるようだ。そのひとつが「餅は餅屋」のことわざ通り、「科学技術のことは科学技術の専門家に任せておけば大丈夫、任せておくのが一番」という思い込みではないだろうか。

パソコンの修理や一般的な病気の治療など、われわれが日常生活で出会う専門家が人々の期待に十分応えてくれることは確かだ。しかし、新しい科学技術の導入や規制に関する政策形成や司法判断の歴史を振りかえってみると、そこには「餅は餅屋」が通用しなかった事例集というべき足跡がある。専門家の助言や判断によって社会に浸透したり普及し続けた科学技術が、一定時間を経たのちに、当初は見過ごされたり過小評価されていた危険性が判明したり、倫理的な問題が浮上したり、回復困難な被害に及んだ事例は、さまざまな分野で枚挙にいとまがないからだ。われわれが目下、直面している「原発震災」はそうした負の経験の最たるものではなからうか²。

第 1 章

科学の卓越性と不定性

平田 光司

電子の異常磁気能率のような精密科学から離れて、より生活に密着した場面ではどうでしょう。地球温暖化をめぐるのは、人類の活動による CO₂ の増加が温暖化の原因であるのか、地球が温暖化しているので CO₂ が増えているのか、という点で論争もあります。高校までの物理の問題にはかならず正解がありますので、科学の問題には必ず正解があつて、論争が起きるのはどちらかが間違っているから、であるように見えるかもしれませんが、科学の問題ではあつても、科学的に明確な答えが得られない事も多いのです。

科学が関わる問

題ではあつても、科学的に十分な説得力のある結論が得られないことも数多くあると言えるでしょう。このような問題はトランス・サイエンスと呼ばれていて本書では7章に詳しく説明されています。トランス・サイエンスの領域では科学者ごとに正しいと思う答えが異なることもあります。このようなことが「科学の不定性」の現れです。

これが科学研究における論争であるなら、論争を繰り返しつつ、次第に解決に近づくことを期待していれば済むことです。学会ではそのような論争が多数行なわれています。しかし、誰かの生命に関わる問題であつたり、人類の運命に関することがらでは、科学論争の終結を待ってから行動する、というようなわけにはいきません。患者の治療法が確定するころには、患者は亡くなっているかもしれません。人類の活動による CO₂ の増加が地球温暖化の原因であることが反論の余地無く立証されたころには、人類は滅亡寸前かもしれません。

科学の成果は利用しつつ、科学では（少なくとも当面は）「正解が得られない」問題について、どのように現実的な選択を行なうことが可能か、という「科学の不定性とその対処」について考えるのがこの本の目的です。

「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」ための判断の仕方

客観的には安全

客観的には危険

規制なし

規制なし？

規制

「疑わしきは自由のために」

本当は危険なのに、危険ではないとしてしまう判断ミス

規制なし

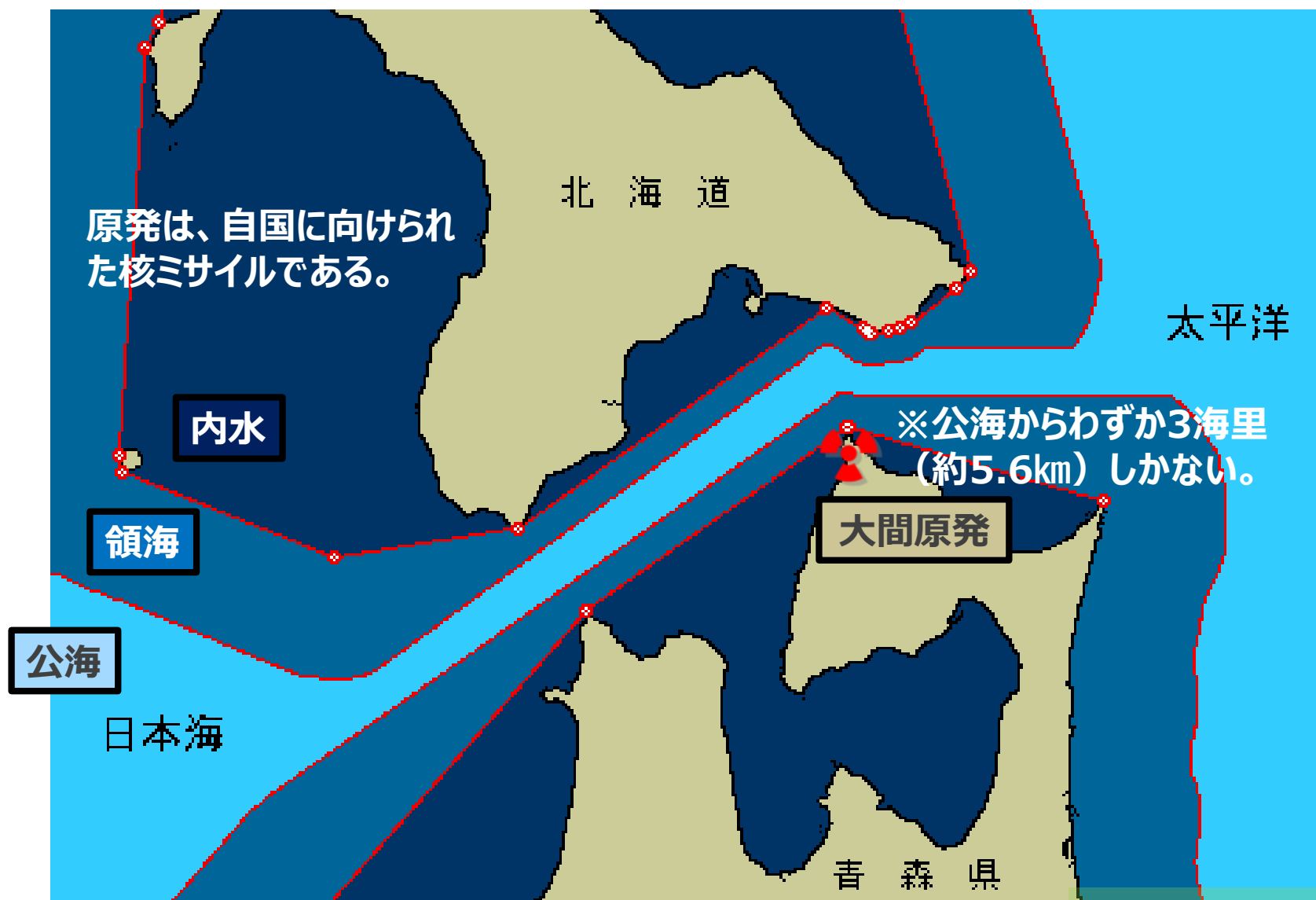
規制？

規制

本当は安全なのに、安全ではないとしてしまう判断ミス

「疑わしきは安全のために」

津 軽 海 峡



島崎邦彦・元原規委委員長代理「全然厳しくない。最低線を探ってくる」



「（原規委の中に入って）電力会社に対する信頼を失った。真っ当な科学者からすると、ビックリすることを電力会社はやってくる」

「ぜんぜん厳しくない。地震学者として普通にやっていただけ。電力会社は、最低線（安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探る、という意味）を探ってくる」

「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないか。安全文化が大事などと言葉では言うが、そんなものはないというのが私の印象」

「原発事故後科学が疑われる状況になったが、とんでもないこと。科学が悪いんじゃない。（自らの利益などのために、科学的な知見を無視したり、ねじ曲げたりするなど）自分勝手な科学をつくり出す人が悪い」